令和８年第７回稲城市教育委員会定例会

１　令和８年７月13日、午前10時から、稲城市立中央図書館交流エリア　視聴覚室において、令和８年第７回稲城市教育委員会定例会を開催する。

１　出席委員は、次のとおりである。

杉本　真紀子（教育長）
白井　妙子
北川　英一
田中　教仁
上林　秀之

１　出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	柧場　恵子
教育総務課長	山田　雄一郎
学務課長	涌田　恵一郎
教育企画課長	古川　直広
教育指導担当課長	長澤　慎哉
生涯学習課長	小林　伸也
学校給食課長	小島　大泰
図書館課長	久野　由人

１　職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長　新津　伸偉
教育総務課教育総務係　　千代　菜摘

１　会議に付された事項は、次のとおりである。

（１）日程第１　　会議録署名委員の指名
（２）日程第２　　会期の決定
（３）日程第３　　教育行政報告
（４）日程第４　　第28号議案
「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正する規則」
（５）日程第５　　第29号議案
「稲城市立中学校学校運営協議会委員（令和８年度）の任命について」

教育総務課長　開催に先立ちまして、出席説明員のうち、野村教育指導担当部長が欠席となっておりますことをご報告いたします。
それでは、教育長お願いいたします。

教 育 長　ただ今から、令和８年第７回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第１・本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。
次に、日程第２・「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。
次に、日程第３・「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長　１　教育委員会後援名義について
２　寄附について
３　定例校長会について
４　学校開放事業について

学務課長　１　学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
２　令和８年度児童・生徒数・学級数（５月１日現在）について

教育企画課長　１　担当者事業について
２　推進事業について
３　研修事業について
４　学校訪問事業について
５　教育センター関係について

生涯学習課長　１　社会教育委員関係について
２　社会教育活動の振興について
３　芸術文化活動の振興について
４　文化財の保護と普及について
５　生涯学習推進事業について
６　放課後子ども教室参加状況（５月分）
７　公民館主催事業の実施状況について
８　ｉプラザの主な主催事業の実施状況について
９　生涯学習課利用統計（公民館５月分・６月分、ｉプラザ５月分）

学校給食課長　１　施設見学について

図書館課長　１　市主催事業について
２　中央図書館主催事業（ＳＰＣ運営）について
３　分館主催行事について
４　城山体験学習館の主な事業について
５　学校との連携について
６　図書館の利用状況（令和８年５月）について

教 育 長　教育行政報告が終わりました。
次に、日程第４・第28号議案「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。
本案につきましては、市の後援名義に関する要綱が改正となったことに伴い、稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。
詳細については、教育総務課長より説明いたします。
教育総務課長。

教育総務課長　それでは第28号議案「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正する規則」について、私から説明させていただきます。
恐れ入りますが、議案概要説明書をご覧ください。
本件につきましては、市の後援等名義の使用について規定する公共的事業の運営及び名義使用の承認に関する事務取扱要綱が改正されたことに伴い、個人情報の取扱い等を揃えるため、稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正するものでございます。
改正内容でございますが、第４条、後援等名義使用の承認につきましては、提出すべき書類に誓約書兼事業概要届出書を追加するものでございます。なお、こちらの誓約書兼事業概要届出書でございますが、今までについても、申請時には、後援等名義使用承認申請チェックシートとして同様

の内容の確認を行っていたものでございます。
　第５条、後援等名義使用承認の決定につきましては、第１項第４号におきましては、文言の整理をし、同号第５号につきましては、個人情報の目的外使用禁止及び適切な管理措置についての規定を追加するものでございます。
　様式第１号（第４条関係）につきましては、添付書類欄の文言整理及び誓約書兼事業概要等届出書を追加するものでございます。
　次に、施行期日等でございますが、施行日を令和８年８月１日とし、付則において、経過措置について規定するものでございます。
　私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長　　以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
　北川委員。

北川委員　　市が改正した事務取扱要綱はどんな内容なんでしょうか。何がどう変わったんでしょう。個人情報の取り扱い等を揃えるためと書いてありますけれども、具体的にどんな内容が変わったのか教えていただければと思います。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　大きく変わっている箇所は２点ございます。
　１点が、もともと教育委員会のほうでやってた届出書でございます。誓約書でございますが、市のほうでは、こちらのほうについては同じようなチェックシートがあったんですけど、ここまで精密な提出するものがございませんでしたので、こちらについて正式な届出書をつくるということでございましたので、教育委員会についても同様な形で合わせたものでございます。
　もう一点の個人情報につきましては、当たり前のことなんですが、個人情報をいただいたものについては、当然外部では使わないということを改めて明記をさせていただいたものでございます。
　私からは以上になります。

教 育 長　　北川委員、よろしいですか。
　北川委員。

北川委員　　今まで出してもらったものと違っていることってあるんですか。今までも何か、実際は書いてもらっていたという話でしたけれども。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　内容については全く同じものでございます。ただ、名称を誓約書という形で変更させていただいたものでございます。

名称自体を市のほうに合わせているものでございます。内容は変更ございません。

北川委員　　はい、分かりました。

教 育 長　　ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第28号議案「稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長　　挙手全員であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第５・第29号議案を議題といたします。

第29号議案は人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長　　ご異議なしと認めます。

よって、第29号議案は、非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

（これより第29号議案は非公開審議）

非公開審議

（これにて第29号議案の非公開審議は終了）

（　暫時休憩　）

教 育 長　　再開いたします。

これより、第29号議案「稲城市立中学校学校運営協議会委員（令和８年度）の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長　　挙手全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

（午前 10 時 16 分閉会）